

神労発基 0421 第 1 号の 2～7
令和 5 年 4 月 21 日

別記記載の荷主団体長 殿

神奈川労働局長

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた
取組について（協力要請）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれましては、別添を周知いただく等、傘下会員の皆様が、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、格別の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

別記

一般社団法人神奈川県経営者協会	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル6階
神奈川県商工会連合会	横浜市中区尾上町5丁目80 神奈川県中小企業センター10階
一般社団法人神奈川経済同友会	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階718号
神奈川県中小企業団体中央会	横浜市中区尾上町5丁目80 神奈川県中小企業センター9階
公益社団法人神奈川労務安全衛生協会	横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル